

○萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金交付要綱

平成30年6月1日制定

平成31年4月1日改正

令和2年4月1日改正

令和5年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市における狩猟の担い手育成、鳥類被害防除及び有害鳥獣侵入防止柵設置等の有害鳥獣被害軽減対策を総合的に支援すること目的とした萩市有害鳥獣対策総合サポート事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助率)

第2条 市長は、補助金を毎年度予算の範囲内で別表に掲げる事業の経費について、同表に定める補助率により、補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に交付する。

2 申請者は、市税や市納付金の滞納がないことを条件とする。

(補助金の交付申請)

第3条 申請者は、前条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合、審査のうえ適当と認められたときは、速やかに補助額を決定して、萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知」という。）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第5条 申請者は、別表（1）、（2）及び（4）の事業において、前条の規定による交

萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金交付要綱

付決定通知があり、補助金の概算払を請求しようとするときは、萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金概算払請求書（別記第3号様式。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項により提出された概算払請求書が適正であると認めるときは、申請者に対して補助金を概算払により支払うものとする。

（実績報告）

- 第6条** 申請者は、別表（1）、（2）及び（4）の事業を完了したときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに、萩市有害鳥獣対策総合サポート事業実績報告書（別記第4号様式。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第7条** 市長は、別表（1）、（2）及び（4）の事業において、前条の規定による報告を受けた場合、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めるときは、補助金の額を確定し、萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金確定通知書（別記第5号様式。以下「確定通知」という。）を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、この規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

- 第8条** 別表（1）、（2）及び（4）の事業において、前条の規定により確定通知を受けた申請者は、萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金精算払請求書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 別表（3）の事業において、交付決定通知があった申請者は、萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

（関係書類の整備）

- 第9条** 申請者は、その内容について、一切の状況を明らかにする関係書類を整備しておかなければならない。

（報告及び書類の提出）

萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金交付要綱

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を交付したものに対し報告を求め、又は書類を検査し、その他監督上必要な事項を指示することができる。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた申請者がこの要綱に違反したときは、交付決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
(萩市鳥類被害防除対策事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 萩市鳥類被害防除対策事業補助金交付要綱
 - (2) 萩市狩猟免許取得奨励事業補助金交付要綱

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、令和元年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度に係る事業から適用する。

萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金交付要綱

別表（第2条関係）

（1）鳥類被害防除対策事業

項 目	内 容
補助対象経費	果樹園用 「くぐれんテグス君」設置に係る経費 低木果樹・畑作物用 簡易型防鳥ネット設置に係る経費
申請することができる者	果樹・柑きつ及び畑作物生産農家
補助率等	1農家あたり 果樹園用 上限135,000円(1圃場30a分の資材費)×2/3 低木果樹・畑作物用 上限60,000円(1圃場2a分の資材費)×2/3

（2）有害鳥獣侵入防止柵設置事業

項 目	内 容
補助対象経費	有害鳥獣侵入防止柵設置に係る資材費 事業費10万円以上
申請することができる者	有害鳥獣侵入防止柵の設置にあたり国庫補助事業に該当しない市内に住所を有する者（法人その他の団体にあつては事務所（支店等を含む。）の所在地が市内にある者）であつて、市内で農畜産物を生産販売しているもので前年の農業売上が20万円以上あるもの（自家用菜園は不可）
補助率等	事業費×1/2 （上限単価は農林水産省 鳥獣被害防止総合対策交付金に準ずる。ただし、イシシ用波板トタン柵は税抜500円/mとする。） 【対象柵種】 <ul style="list-style-type: none"> イシシ用ワイヤーメッシュ柵 シカ用ワイヤーメッシュ柵 電気柵（獣種共通） ネット柵（獣種共通） イシシ用波板トタン柵

（3）狩猟免許取得奨励事業

項 目	内 容
補助対象経費	狩猟免許講習会受講料及び狩猟免許申請手数料
申請することができる者	新規で銃猟免許及びわな猟免許を取得しようとする者 （免許取得後は狩猟者登録を行い萩市内の捕獲隊に所属すること）
補助率等	狩猟免許講習会受講料相当額の10/10以内 狩猟免許申請手数料相当額の10/10以内

萩市有害鳥獣対策総合サポート事業補助金交付要綱

(4) 有害鳥獣侵入防止ゲート設置事業

項 目	内 容
補助対象経費	有害鳥獣侵入防止ゲート設置に係る経費
申請することができる者	市内に住所を有する者（法人その他の団体にあつては事務所（支店等を含む。）の所在地が市内にある者）であつて、市内で農畜産物を生産販売しているもので前年の農業売上が50万円以上あるもの（自家用菜園は不可）
補助率等	事業費×1/2 上限250,000円